



萩市農業委員会告示第 1 号

次に示す農地は、農地法（昭和 2 7 年法律第 2 2 9 号）第 3 3 条に該当する農地であるので、同法第 3 2 条第 3 項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 1 月 2 2 日

萩市農業委員会会長 片岡 兼雄



1 農地の所在等

地番	地目	面積(㎡)	権利の種類	所有者等の情報
萩市大字中小川字嘉門田西 2339 番	田	1, 044 ㎡	所有権	齋藤 房子

2 この告示は、農地法第 3 3 条第 1 項に基づき農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益する者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである。

3 上記の農地の所有者等は、この告示の日から起算して 2 ヶ月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に該当農地についての権原を証する書類を添えて萩市農業委員会に提出するものとする。

- (1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあつては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）
- (2) 該当農地の所在、地番、面積

4 この告示があつた日から起算して 2 ヶ月以内に所有者等からの申出がなかった場合には、農地法第 4 1 条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該告示に係る農地について山口県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。

告示期間 令和 8 年 1 月 2 2 日から 3 月 2 3 日まで